

3・4月は混雑します 市民生活課窓口の混雑緩和に協力を

3・4月は住所異動の手続きなどで、一年の中で最も窓口が混雑します。
感染症拡大防止の観点からも、混雑の緩和にご協力ください。

証明書の取得

証明書の取得には休日窓口などが利用できます。取得できる証明書はホームページで確認す

るか、問い合わせてください。
休日窓口で受け取り

毎月第2・4日曜日は、一部の証明書を受け取ることができます。

3・4月の休日窓口／3月13日・27日、4月10日・24日
時間／午前8時30分～午後5時
電話予約で休日受け取り

住民票の写しの交付を平日に電話で予約すると、土・日曜日、祝日（年末年始を除く）に市役所で受け取ることができます。
受け取り時間／午前8時30分～午後5時

コンビニ交付サービスを利用

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで一部の証明書を受け取ることができます。くわしくは11ページを確認してください。

出張所で受け取り

市内3か所の出張所では、一部の証明書を受け取ることができます。

場所／●海上出張所（海上庁舎内）●飯岡出張所（旭市保健センター内）●干潟出張所（ひかた市民センター内）

郵送で転出届出

市内から市外へ引っ越しの際の転出手続きは、郵送で行うことができます。対象者や必要書類など、くわしくは問い合わせてください。

申し込み・問い合わせ先

市民生活課窓口班

☎ 62・5326

市民生活課管理班

☎ 62・5325

加入区分が変わったときは

国民年金の届け出を

20歳になると日本年金機構から、国民年金に加入したことを知らせる通知が届きます。就職や退職、結婚などで国民年金の加入区分が変わった場合、届け出が必要です。

国民年金の種類と役割

国民年金は老後の生活資金となる老齢年金のほか、心身に障害がある人のための障害年金、働き手を亡くしたときに家族が受給する遺族年金など、その加入者や家族の生活を支えるための制度です。

加入区分

●第1号被保険者

自営業者、学生、フリーアルバイト、無職の人など

●第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している会社員など

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者

届け出が必要なき	異動の内容	届け出先
60歳未満の人が退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号→第1号 (第3号に該当する場合を除く)	保険年金課
厚生年金保険などに加入している配偶者の扶養になっている人で、 ●配偶者が ・退職したとき ・65歳になったとき ・死亡したとき ●配偶者の扶養から外れたとき ●配偶者と離婚したとき	第3号→第1号	
就職したとき	第1・3号→第2号	勤務先
配偶者の扶養に入るとき	第1・2号→第3号	配偶者の勤務先

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班（☎62-5332）